

初診時、再診時の選定療養費について(お知らせ)

平成28年度診療報酬改定により、保険医療機関相互の機能分担及び業務の連携を進める観点から、特定機能病院等において初診時、再診時の選定療養費の定額徴収が義務化され、併せて徴収する金額についても最低金額が定められました。

このため、和歌山県立医科大学附属病院では、現行の初診時の選定療養費の額を改定するとともに新たに再診時の選定療養費をご負担をいただくこととなりましたので、お知らせします。

1 ご負担いただく金額(消費税込)

初診時: 医科5,000円 歯科3,000円(従来はいずれも1,910円)

再診時: 医科2,500円 歯科1,500円(新設)

※当該金額は、厚生労働大臣が定める最低額と同額です。

2 対象となる方

初診時: 他の病院又は診療所からの紹介状なしに当院を受診される初診患者

再診時: 当院より、他の病院又は診療所に対する文書による紹介をおこなう旨申し出た後も、引き続き当院を受診される再診患者

※なお、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・救急車で搬送された場合(軽症の場合を除く)
- ・公費負担医療制度の対象となる場合(一部例外あり。)
- ・当院の他の診療科を受診中の場合
- ・医科と歯科の間で院内紹介した場合
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・災害により被害を受けた場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合 等

3 実施時期

平成28年7月1日